

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和7年2月 1日現在＞

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-299-8066

受付時間 月曜日～金曜日午前9時00分～午後6時00分
祝祭日休み。年末年始12/29～1/3休み。

担当者 介護支援専門員 永谷 ゆか

*不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

2 彩 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービスの提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 彩
所在地	戸田市新曽1082パレグランドール109
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1171902115 号)
サービスを提供する地域 ※	戸田市、蕨市、川口市、さいたま市南区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2)同事業所の職員体制

	常勤	非常勤
主任介護支援専門員（管理者）	1名（介護支援業務兼務）	—
介護支援専門員	—	1名以上

当事業所では、戸田市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例14号）の指定基準を遵守し、上記の職種の職員配置しており、同条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(3) 営業時間

月曜日～金曜日（土日祝日休み、年末年始12/29-1/3休み）
午前9時00分～午後6時00分

3 利用料金（5級地）

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援料に関しては、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市区町村窓口に提出しますと、全額の払戻が受けられます。

居宅介護支援に基づく支援費（Ⅰ）（Ⅱ）及び加算・減算料金は以下の通りです。

（居宅介護支援費Ⅰ）

従来型。遁減性不適用の場合。

取り扱い件数	介護度	単位	費用総額 (単位×10.70)	介護保険適用時 利用者負担額
45件未満	要介護1・2	1086単位	11,620円	0円
	要介護3・4・5	1411単位	15,097円	0円
45件以上 60件未満	要介護1・2	544単位	5,820円	0円
	要介護3・4・5	704単位	7,532円	0円
60件以上	要介護1・2	326単位	3,488円	0円
	要介護3・4・5	422単位	4,515円	0円

（居宅介護支援費Ⅱ）

一定の情報通信機器の活用及び事務職員の配置を行っている事業所が適用。

取り扱い件数	介護度	単位	費用総額 (単位×10.70)	介護保険適用時 利用者負担額
50件未満	要介護1・2	1086単位	11,620円	0円
	要介護3・4・5	1411単位	15,097円	0円
50件以上 60件未満	要介護1・2	527単位	5,638円	0円
	要介護3・4・5	683単位	7,308円	0円
60件以上	要介護1・2	316単位	3,381円	0円
	要介護3・4・5	410単位	4,387円	0円

（加算）

① 初回加算

新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

② 入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

利用者に係る必要な情報を医療機関に提供した場合。入院当日及び入院日以前に情報提供をした場合（Ⅰ）。入院後3日以内に情報提供をした場合（Ⅱ）。

③ 退院・退所加算

病院等に入院又は施設等に入所していた者が退院又は退所するにあたり、当該職員と面談を行い、居宅介護サービス計画を作成しサービス利用の調整を行った場合。

④ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院等の求めにより、当該病院等の医師看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス利用に関する調整を行った場合。

⑤ 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

質の高いサービスを実施している事業所を段階的に評価する仕組みであり、算定要件を満たした事業所に加算される。

⑥ 特定事業所医療介護連携加算

退院・退所加算及びターミナルケアマネジメント加算を年間所定の回数算定している場合。

⑦ 特定事業所加算（A）

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の一部要件を他事業所との連携で満たす場合。

⑧ ターミナルケアマネジメント加算

末期の悪性腫瘍であって、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握し、その心身の状況を記録し主治医や居宅サービス事業所に提供した場合。

⑨ 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、利用者1人につき1か月に1回算定。

加算項目	加算単位	加算される費用 (単位×10.70)	介護保険適用時 利用者負担額
初回加算	300単位	3,420円	0円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	2,675円	0円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	2,140円	0円

退院・退所加算			
連携1回カンファレンス参加無	450単位	4,815円	
カンファレンス参加有	600単位	6,420円	
連携2回カンファレンス参加無	600単位	6,420円	
カンファレンス参加有	750単位	8,025円	
連携3回カンファレンス参加有	900単位	9,630円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円	0円
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	5,553円	0円
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,504円	0円
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	3,456円	0円
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,337円	0円
特定事業所加算(A)	114単位	1,219円	0円
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円	0円
通院時情報連携加算	50単位	535円	0円

(減算)

① 特定事業所集中減算

前6か月間に作成されたケアプランの中のうち、各サービスについて特定事業所の割合が80%以上である場合。

② 運営基準減算（Ⅰ）

以下の要件に該当した場合、所定単位数の50%を算定する。

・居宅サービス計画の内容を利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、計画を利用者に交付していない場合。

・月1回は利用者宅を訪問し、利用者に面接をしていない場合。

・居宅サービス計画の実施状況の把握後、その結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合。（2か月以上継続する場合は報酬を算定できない）

・利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

複数の事業所の紹介を求めることが可能であること

当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること

の説明を行わなかった場合。

・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は介護支援専門員事業所と同一の建物に居住する利用者の場合上記の金額の95/100となる。

・感染症もしくは災害のいずれか、又は両方の業務継続計画が策定していない場合は上記の金額の1/100の減算となる。

・虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生またはその再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、上記の金額の1/100の減算となる。

③ 運営基準減算（Ⅱ）

減算が2か月以上経過している場合は所定単位数を算定できません。

減算項目	単位/月		利用料金 (単位×10.70)	介護保険適用時 利用者負担額
特定事業所集中減算	-200単位		-2,140円	0円
運営基準減算（Ⅰ）	要介護1・2	-543単位	-5,810円	0円
	要介護3・4・5	-706単位	-7,554円	0円

（2）交通費

前記2（1）のサービスを提供する地域にお住いの方は無料。それ以外の地域の方は、1kmごとに50円の実費負担が必要。

（3）解約料

契約後、居宅サービス計画作成中・作成後に、お客様の都合により解約した場合、基本料金（居宅介護支援費）の1か月分を請求する。

当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

親切、丁寧、柔軟な対応をモットーに、介護支援専門員が専門性を活かし、トータルサポート致します。

居宅介護支援業務の実施概要等

① 利用者やそのご家族の希望を伺って、市町村や介護サービス提供機関の各担当者と連絡調整しながら、居宅サービス計画を作成します。その計画をもとに各種サービスが提供されることになります。また、サービスが適切に提供されているかを継続的に見守り、心身状況の変化等が生じた場合には計画の見直しもいたします。

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望の方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	包括的自立支援プログラム方式
介護支援専門員の研修	有	随時

② 当事業所が作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【資料】のとおりです。

4 秘密保持

従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容と致します。

5 事故発生時の対応

居宅介護支援サービス提供中に発生した事故については、速やかにご家族及び保険者へ連絡し必要な措置を講じます。また事業者の責に帰すべき理由により、利用者に損害が生じた場合には、その損害を賠償することとします。発生した事故については、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止に関する担当者 管理者 永谷 ゆか

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

7 業務継続計画(BCP)に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

8 感染症の予防及びまん延を防止する事項

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談 苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口までお申し出ください。

* サービス相談窓口 *

電話番号 : 直通 **048-299-8066**

担当部署 : 居宅介護支援事業所 彩

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分

苦情相談窓口 : 管理者 永谷 ゆか

(2) その他

また、上記以外でも、市の苦情相談窓口等に苦情等を伝えることもできます。

○戸田市役所健康長寿課 **048-441-1800** (代表)

○蕨市役所健康長寿課 **048-433-7835** (直通)

○川口市役所介護保険室 **048-259-7293**

○さいたま市南区高齢介護課 **048-844-7178**

○埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情対応係 **048-824-2568**

10. 医療機関との連携

(1) 事業者、介護支援専門員は上記の加算を算定する場合以外に利用者の同意および運営基準に基づいて、以下の個人情報を医療機関へ提供する。

- ・口腔に関する情報、服薬に関する情報、その他利用者の心身または生活にかかわる情報のうち必要と認めるものを主治医、歯科医師、薬剤師に提供する。
- ・医療サービスを居宅サービス計画に位置付けた場合、意見を求めた主治医または歯科医師に対して、当該居宅サービス計画を交付する。

(2) 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の指名および連絡先を当該医療機関にお伝えしていただくようにする。

11. その他

・利用者やその家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為、ハラスメント行為、迷惑行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除できる。

・当社の提供するサービスの第三者評価の実施はなし。

11. 当社の概要

〈名称〉 株式会社WillAge

〈所在地〉 東京都品川区旗の台2-9-32-203

〈電話番号〉 03-6426-6676

営業所数 居宅介護支援事業所 1か所

訪問看護事業所 3か所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都品川区旗の台2-9-32-203

名称 株式会社 WillAge

代表者氏名 代表取締役 南雲 一郎

説明者 居宅介護支援事業所 彩

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名